

◎新潟県告示第1213号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	佐渡市子ども若者相談センター	佐渡市金井新保乙1107番地1	佐渡市	平成29年11月1日